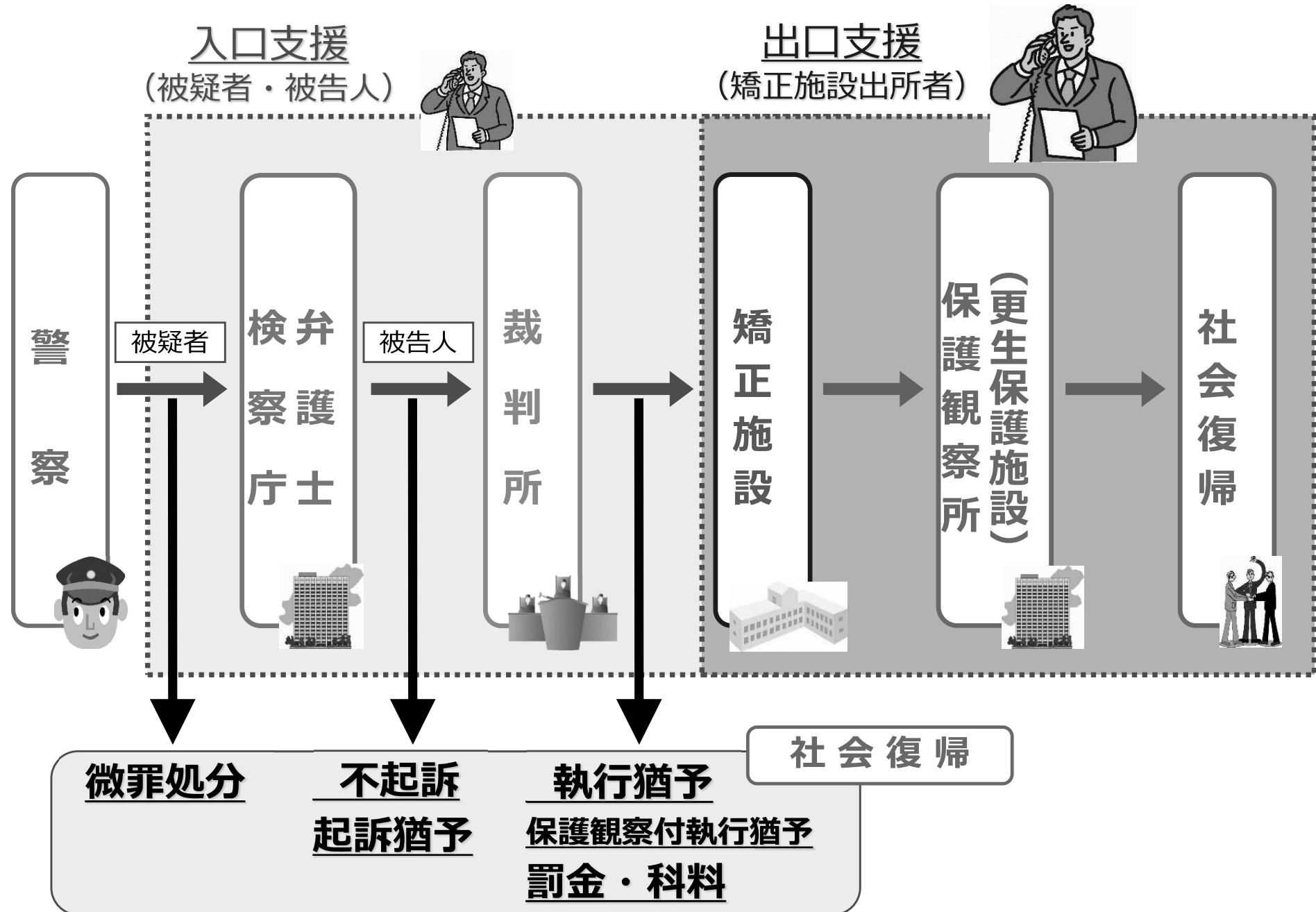


【出会いうこと】 令和3年度『被疑者等支援業務』の開始

定着支援センターによる新たな入口支援

『矯正施設出所者への支援（出口支援）から 被疑者・被告人段階への支援（入口支援）も拡充



全国の地域生活定着支援センターの支援状況) 「令和2年度中に支援した者」

1. コーディネート業務(帰住地への受入れ調整)

(単位:人、かっこ内は令和元年度の実績)

| | | |
|---------------|------------------------------------|--------------|
| コーディネートを実施した者 | | 1,486(1,455) |
| 【内訳】 | 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者 | 771(759) |
| | 帰住地への受入れ調整を継続中の者 | 595(570) |
| | 「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者 | 120(126) |

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

| | | |
|-----------|-------------------------|----------|
| 矯正施設入所前に、 | 介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者 | 142(122) |
| | 療育手帳又は障害者手帳を取得していた者 | 382(384) |
| 矯正施設入所中に、 | 介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者 | 332(262) |
| | 療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 151(144) |

2. フォローアップ業務

(受入れ調整後に行う受入先施設等への支援)

| | |
|-------------------------|--------------|
| 矯正施設退所後にフォローアップを実施した者 | 2,327(2,324) |
| 【内訳】 支援が終了した者(地域に定着した者) | 601(716) |
| | 支援継続中の者 |

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

| | |
|---------------------------------|----------|
| フォローアップ中に、生活保護を申請した者 | 668(706) |
| フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者 | 260(232) |
| フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 99(133) |

3. 相談支援業務

(地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援)

| | |
|---------------|--------------|
| 相談支援を実施した者 | 1,415(1,392) |
| 【内訳】 支援が終了した者 | 648(600) |
| | 支援継続中の者 |

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

| | |
|-----------------------------|----------|
| 相談支援中に生活保護を申請した者 | 131(119) |
| 相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者 | 80(78) |
| 相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 26(25) |

【参考1】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

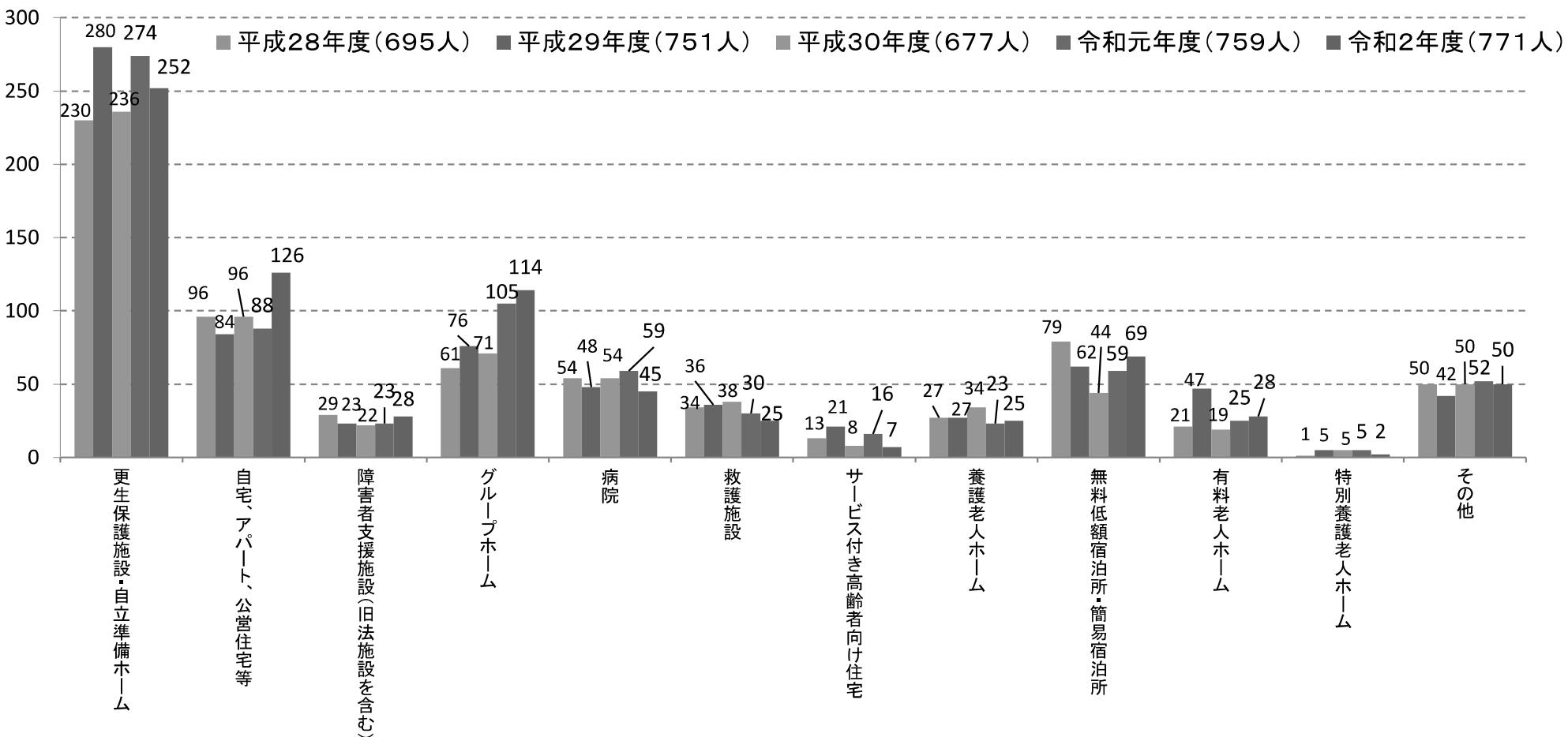
(単位:人)

| | 身体障害 あり | 知的障害 あり | 精神障害 あり | 身体+ 知的 | 身体+ 精神 | 知的+ 精神 | 身体+知的 +精神 | その他※ | 合計 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|----------|----------|
| 65歳以上 | 27(44) | 22(28) | 56(44) | 1(3) | 8(3) | 6(3) | 1(0) | 221(230) | 342(355) |
| 65歳未満 | 21(28) | 132(127) | 188(166) | 7(7) | 13(10) | 65(56) | 1(5) | 2(5) | 429(404) |
| 合計 | 48(72) | 154(155) | 244(210) | 8(10) | 21(13) | 71(59) | 2(5) | 223(235) | 771(759) |

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は令和元年度の実績である。

【参考2】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(人)



※「救護施設」は、令和2年度については「生活保護施設」である。

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみではなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

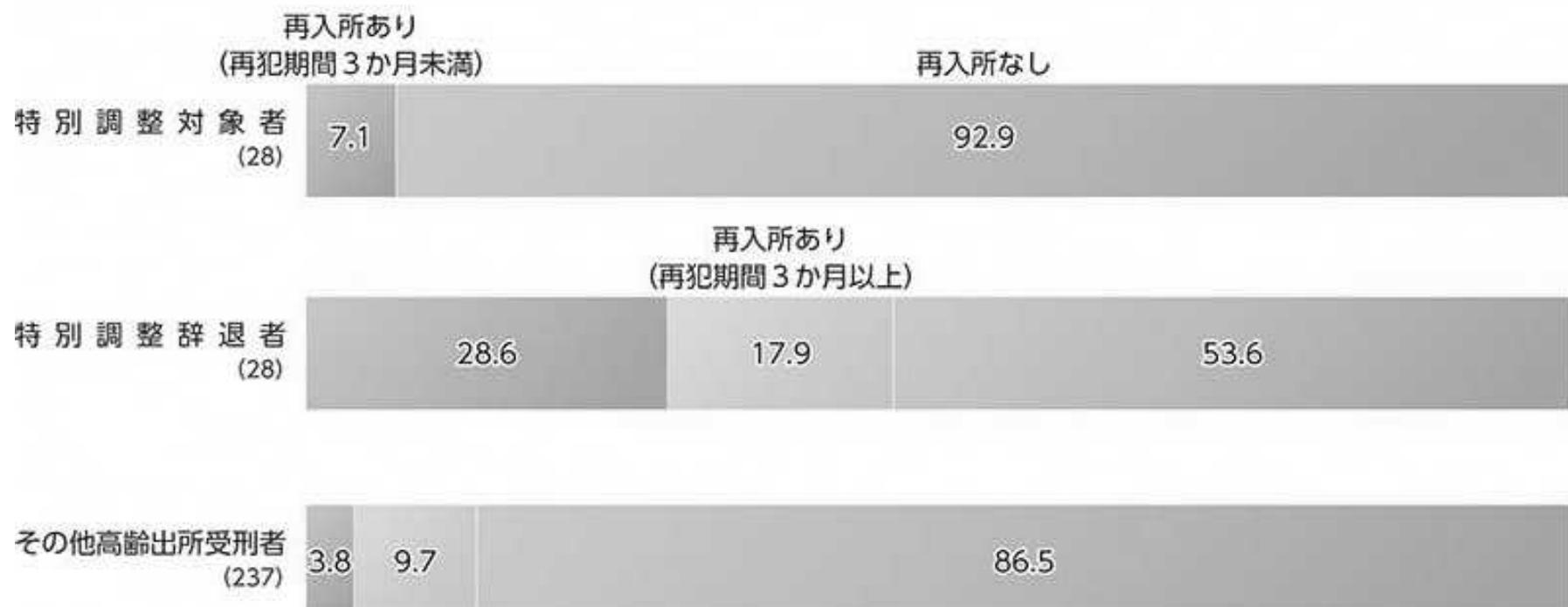
高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

『高齢出所受刑者の再入状況（特別調整の有無別）

(出典：平成30年版犯罪白書)』

法務総合研究所では、高齢受刑者に対する支援の状況や再犯の実態等について明らかにすることを目的に高齢出所受刑者の調査を実施した。

調査対象者は、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢出所受刑者である。これらの者につき、基本的属性や特別調整の状況等について刑事施設に対する調査を行うとともに、調査時点から27年5月末日までの間における、再犯による刑事施設への再入所の有無及び再犯期間等について、刑事確定記録等に基づく調査を行った。)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、実人員である。

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

- 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
- 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

4 都道府県及び国の役割

- 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応することも重要である。

これまでの「地域生活定着促進事業」における入口支援の状況

これまでの定着支援センターの業務内容（令和2年度まで）

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務



+



+



+



これまでの「地域生活定着促進事業」における入口支援の状況

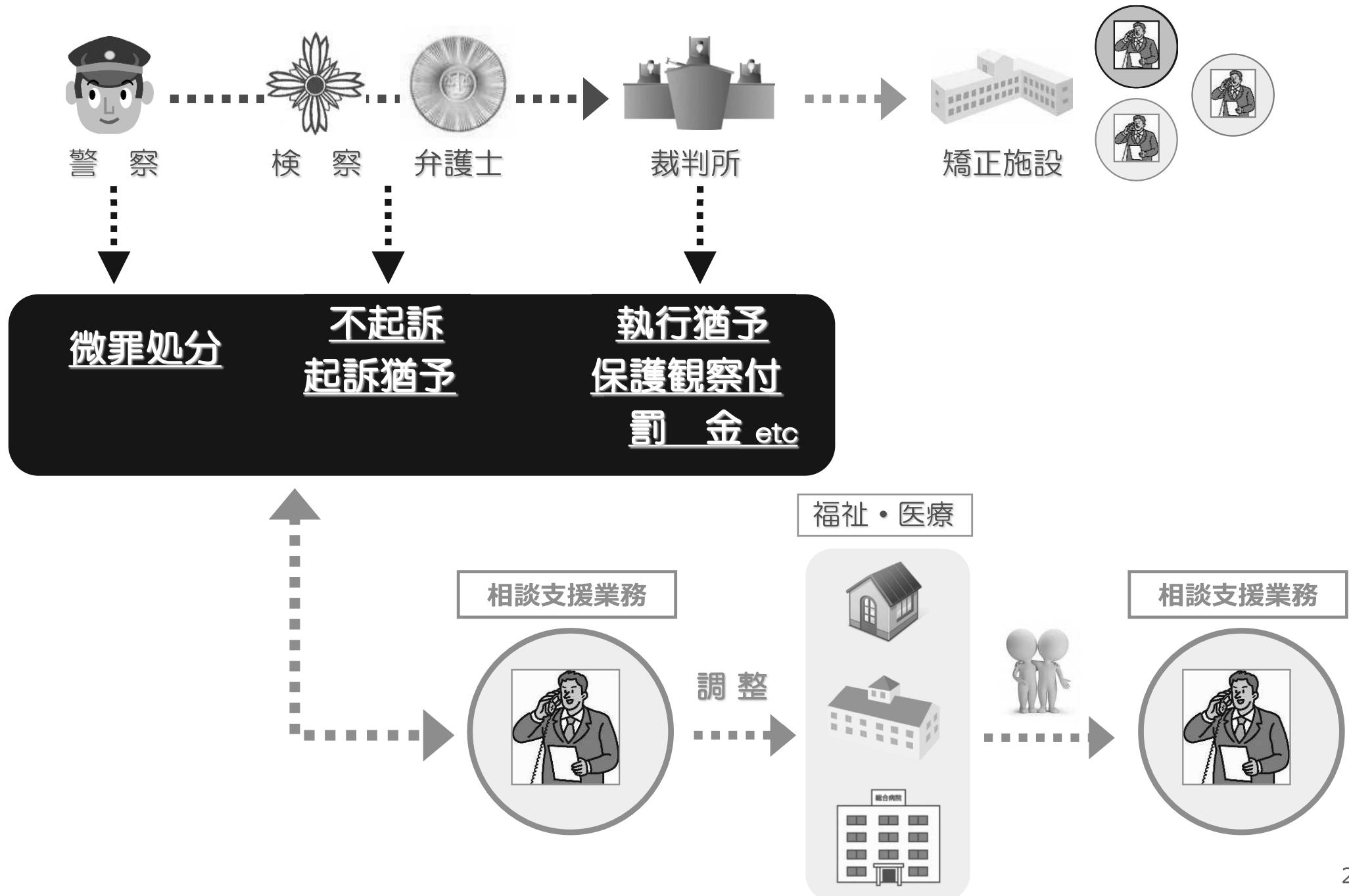


相談支援業務の主たる対象者

- ◆ 矯正施設を出所した障害者・高齢者、その家族や自治体支援者等からの出所後の相談。
→相談例) 「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」 etc
- ◆ センターが福祉の支援が必要と認めた者。

→つまり、センターが認めれば、矯正施設出所者だけでなく、
捜査・公判段階の障害者・高齢者への支援も可能。

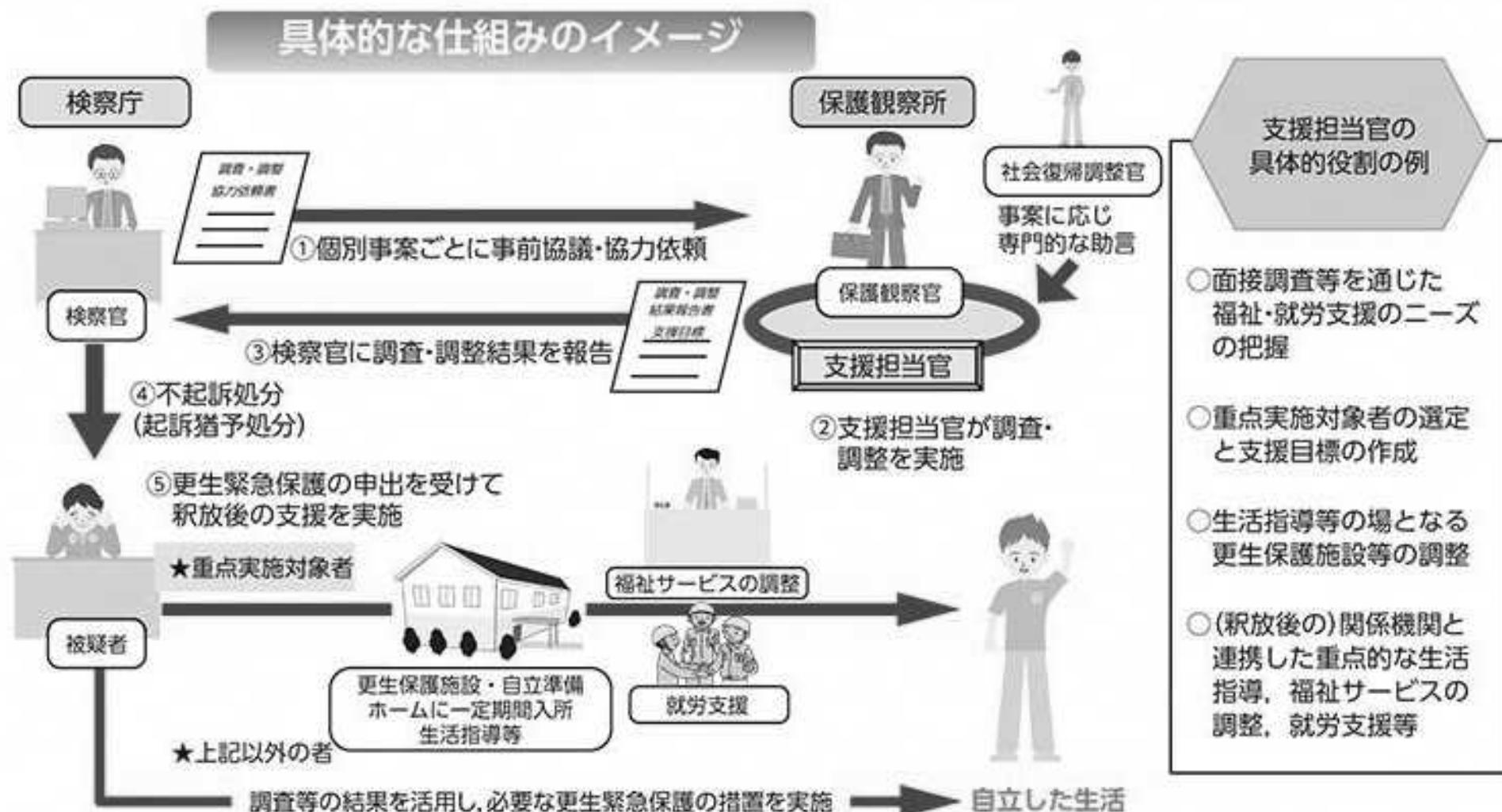
これまでの「地域生活定着促進事業」における入口支援の状況



検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をされる者が見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。



令和3年度 「被疑者等支援業務」の概要

【事業内容】

○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

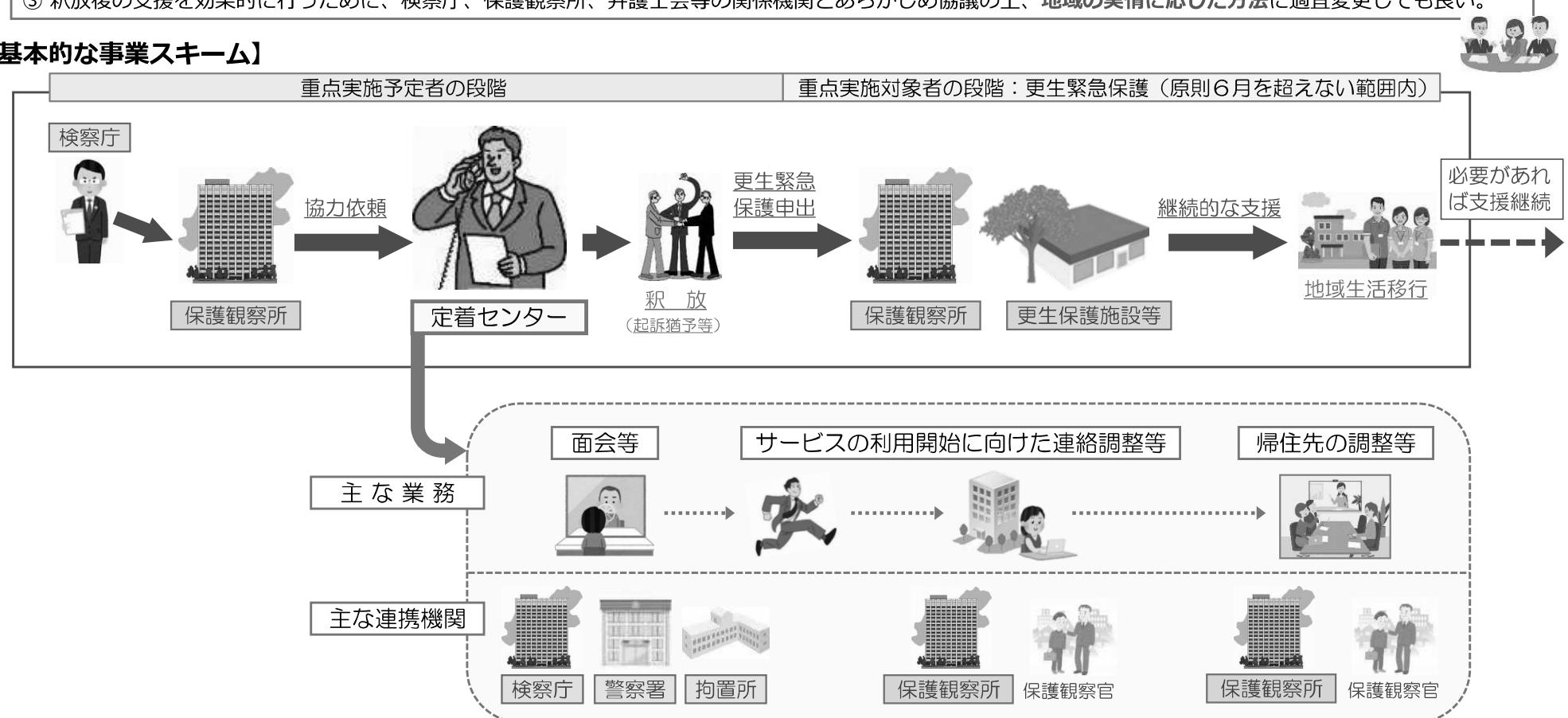
【支援対象】

- ①保護観察所からの協力依頼の発出時点で被疑者又は被告人であること。 ②高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により**更生緊急保護**の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者。**(重点実施予定者)**
- ③重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター（以下、定着センター）が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。**(重点実施対象者)**

【ポイント】

- ①「継続的な支援」の基本的な期間：更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。
- ②既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。
- ③釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更しても良い。

【基本的な事業スキーム】



「被疑者等支援業務」 – 地域の実情に応じた方法 –

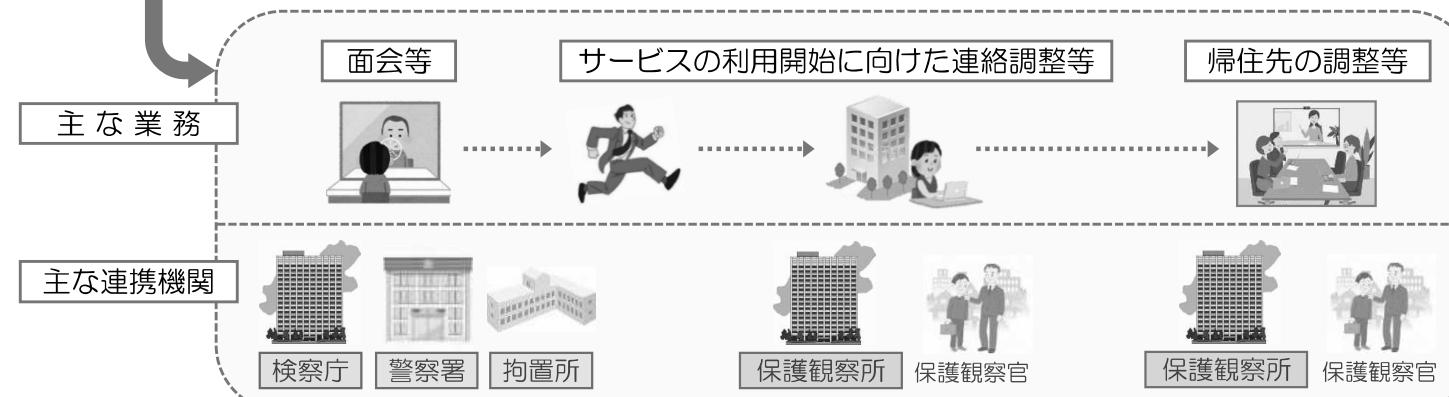
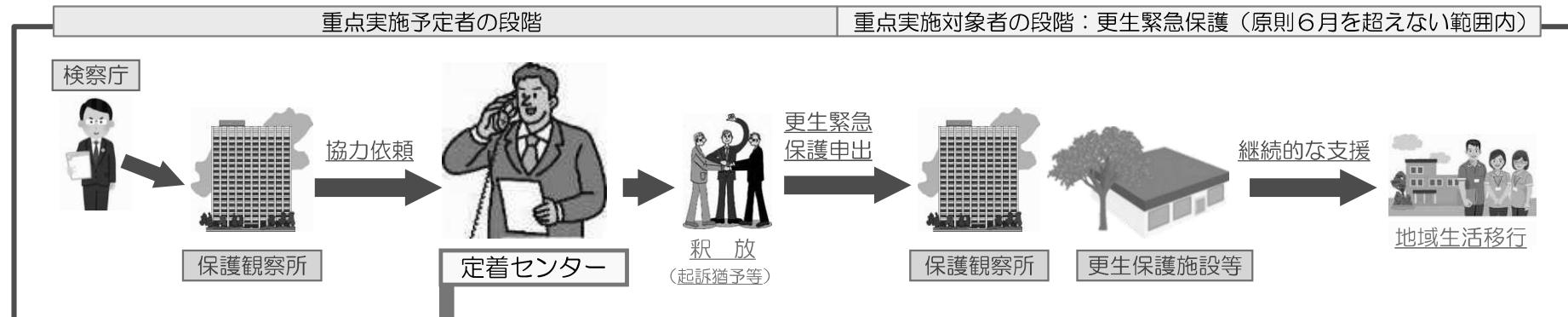


地域の実情に応じた方法

釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることにかんがみ、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない。

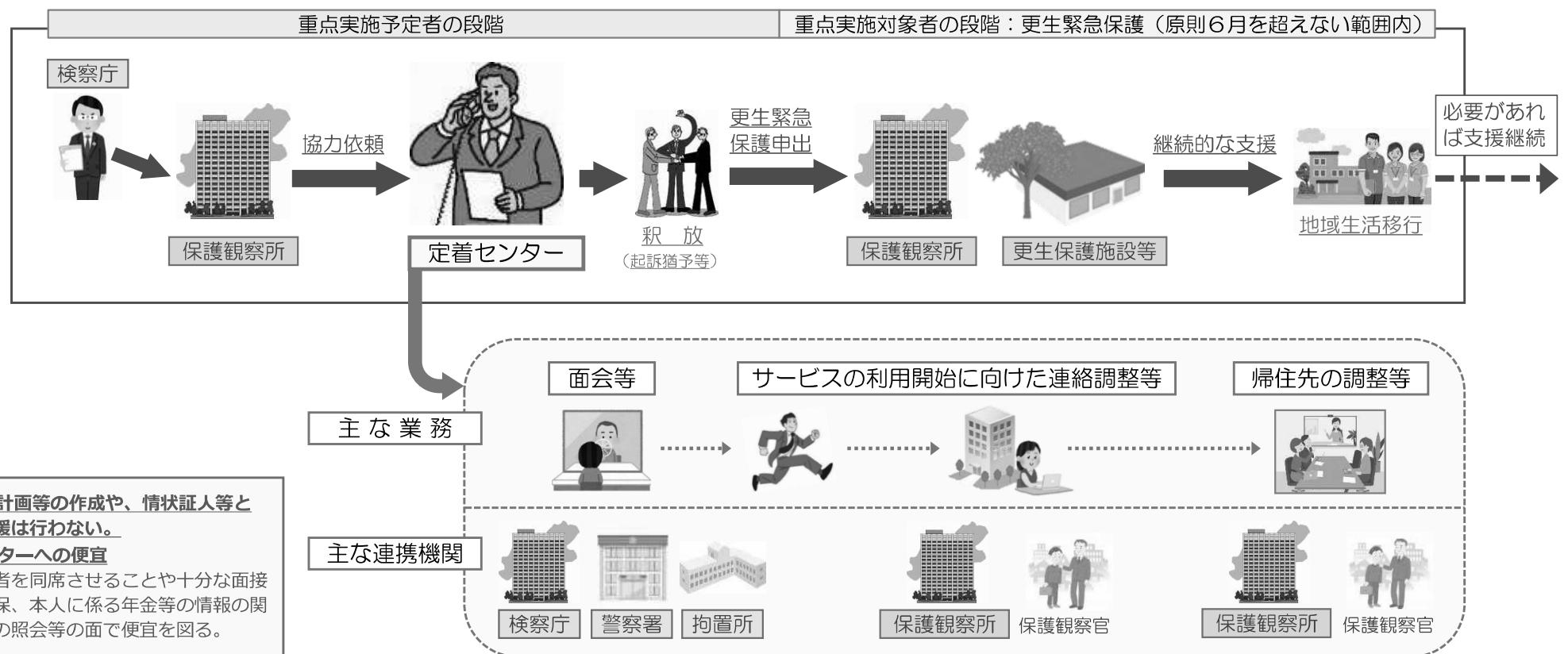
「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第4業務の実施細目 2 被疑者等支援業務 (8) より抜粋

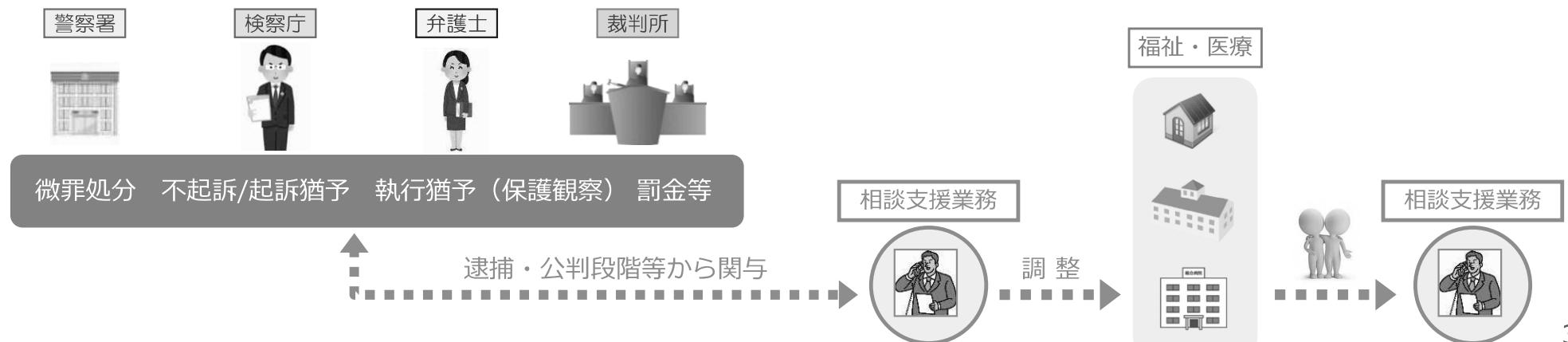


図解) R3年度『被疑者等支援業務』と既存の「相談支援業務」で関与した場合の入口支援

① 【「被疑者等支援業務」のスキーム】



② 【「相談支援業務（センターが福祉的な支援を必要とすると認める者）」で関与した場合（例）】



令和3年度『地域生活定着促進事業に位置づけられる定着支援センターの事業内容』

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和3年3月26日）より抜粋

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



被疑者等支援業務



その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

4 関係機関等との連携及び
地域における支援ネットワークの構築等

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席とともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

【芽吹かせること】 人と人とのつながりそのものがセーフティーネット

“たまご” 世代



令和 3 年度 全定協 中四国ブロック専門研修会

令和 3 年 1 月 26 日 弁護士 田 中 拓



第 1 はじめに

1 自己紹介

- (1) 刑事弁護人になりたくて
- (2) 法テラスのスタッフ弁護士（資料 1）
- (3) 香川での事務所開設



第1 はじめに

2 事件の中で気づいたこと（資料2）



第1 はじめに

2 事件の中で気づいたこと



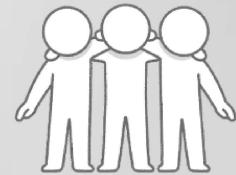
- (1) 圧倒的多数は自白事件
- (2) 出会う人たち
- (3) そこには何らかの生きづらさがある



第1 はじめに

3 再犯防止の活動

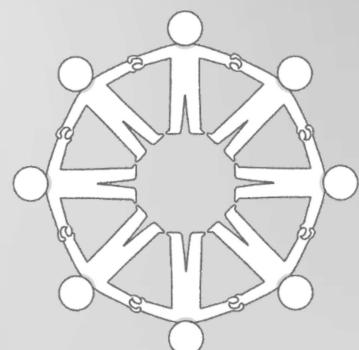
- (1) 再犯防止の勉強会
- (2) 刑務所視察委員会
- (3) 窃盗症者の支援



第1 はじめに

3 再犯防止の活動

- (1) 再犯防止の勉強会**
- (2) 刑務所視察委員会
- (3) 窃盗症者の支援

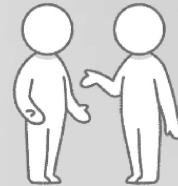




第1 はじめに

3 再犯防止の活動

- (1) 再犯防止の勉強会
- (2) 刑務所視察委員会
- (3) 窃盗症者の支援





第1　はじめに

3 再犯防止の活動

- (1) 再犯防止の勉強会
- (2) 刑務所視察委員会
- (3) 窃盗症者の支援





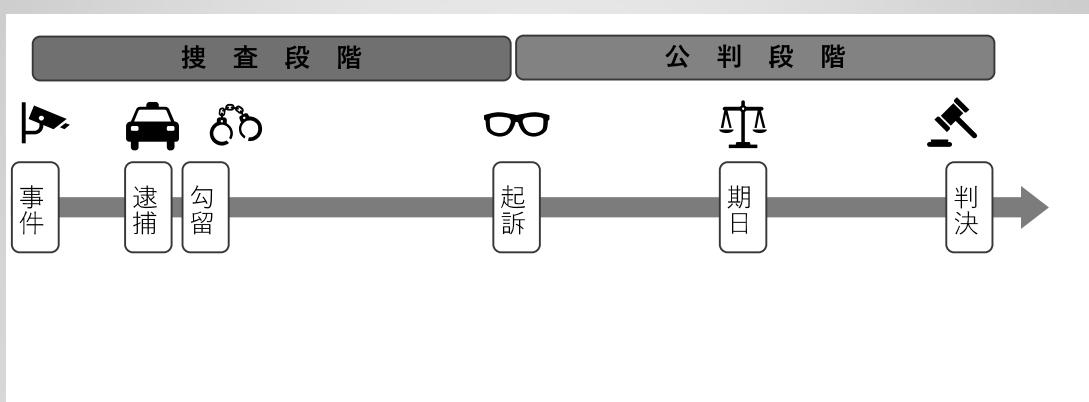
第2 司法と福祉の連携

1 刑事事件の流れ

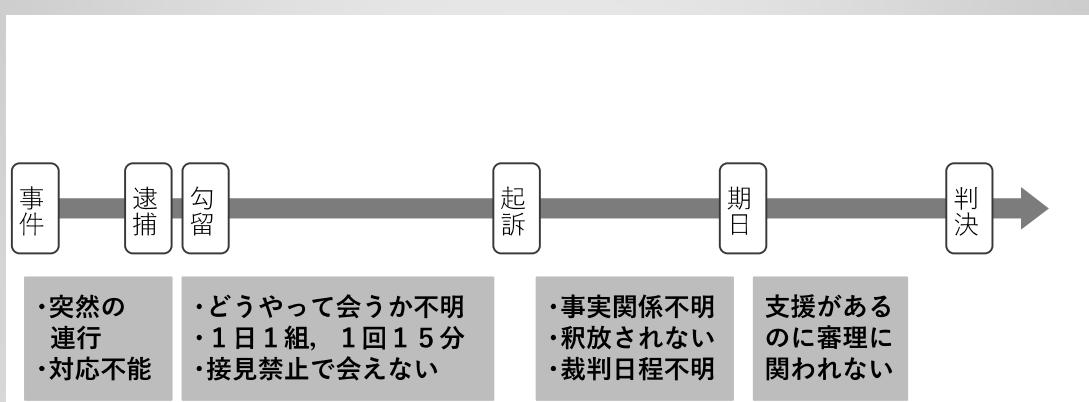
- (1) 捜査段階
- (2) 公判段階
- (3) 特殊な場合



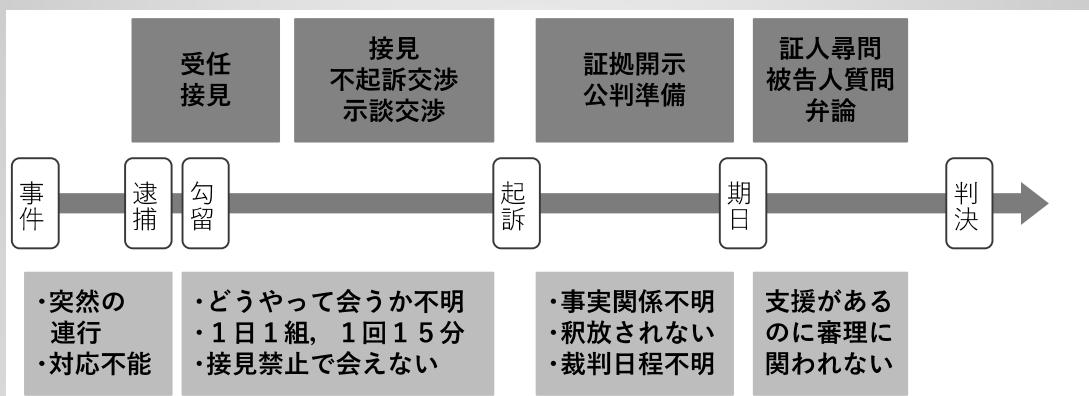
刑事事件の流れ



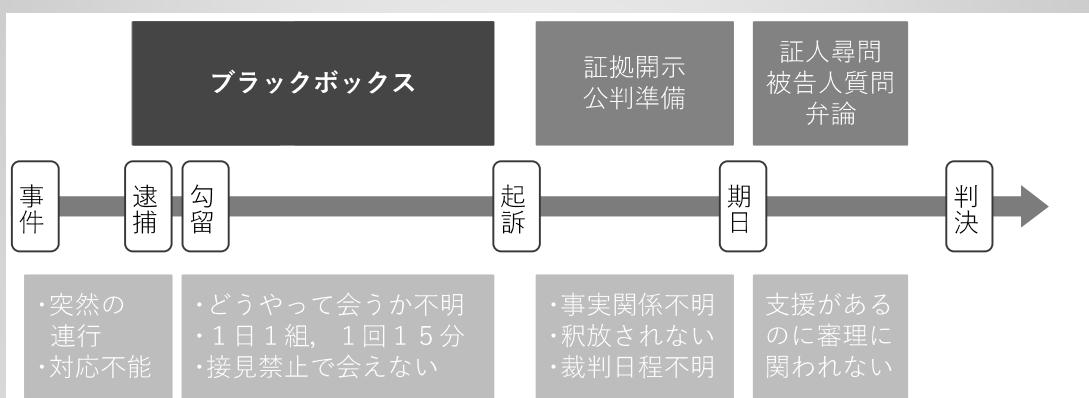
支援者からみた刑事事件



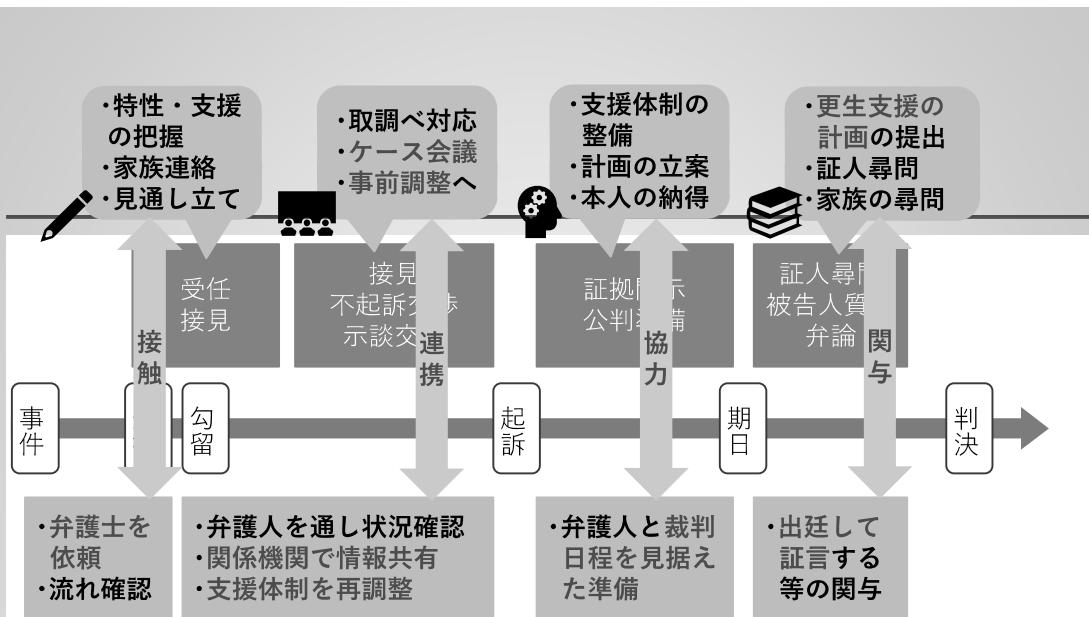
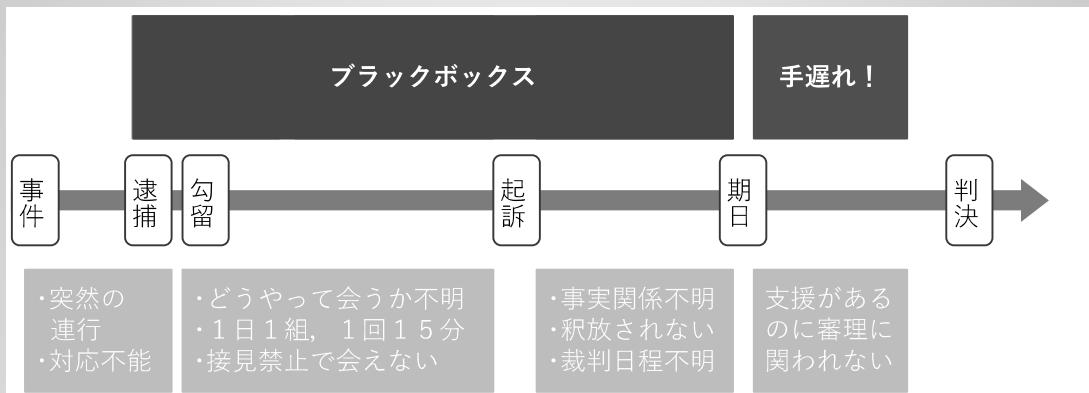
支援者からみた刑事事件



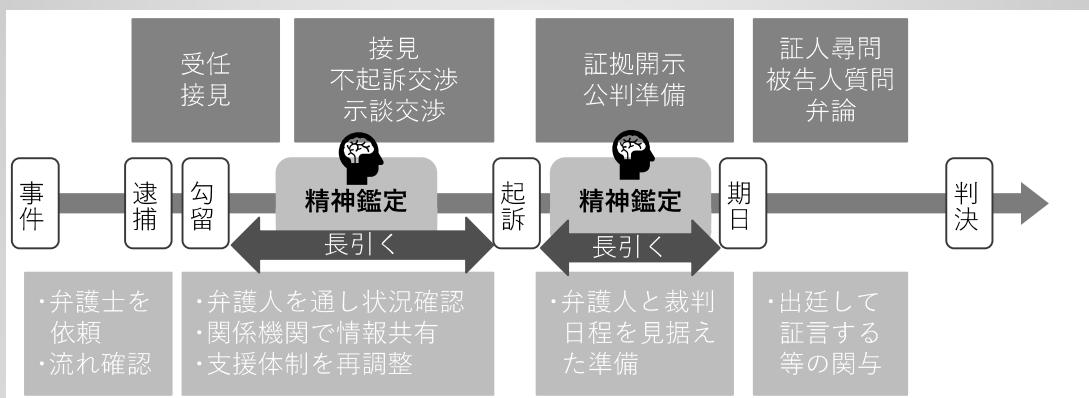
支援者からみた刑事事件



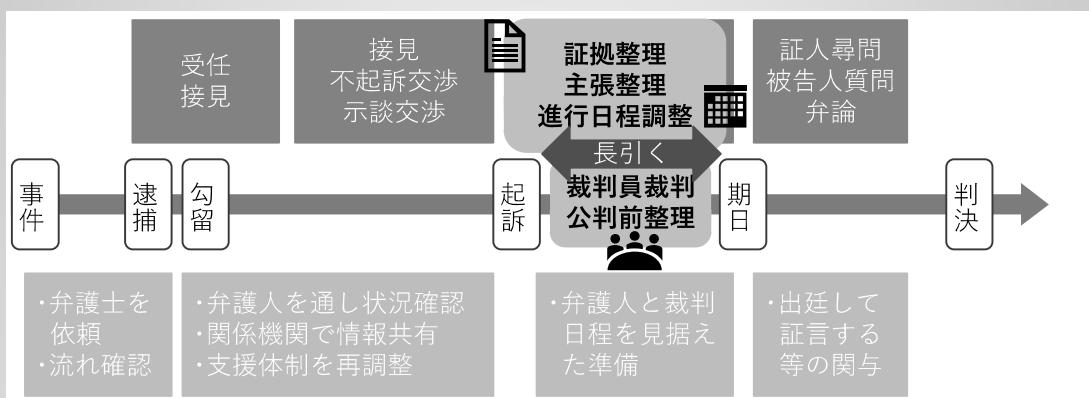
支援者からみた刑事事件



特殊な場合



特殊な場合



第2 司法と福祉の連携

2 支援対象者が逮捕されたら

- (1) 逮捕されたらどうしたらしいいの？
- (2) 弁護士とどうやってつながるの？
- (3) 裁判で支援者に何ができるの？



第2 司法と福祉の連携

2 支援対象者が逮捕されたら

- (1) **逮捕されたらどうしたらしいいの？**
- (2) 弁護士とどうやってつながるの？
- (3) 裁判で支援者に何ができるの？

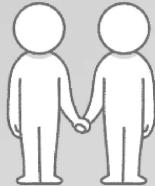




第2 司法と福祉の連携

2 支援対象者が逮捕されたら

- (1) 逮捕されたらどうしたらいいの？
- (2) 弁護士とどうやってつながるの？
- (3) 裁判で支援者に何ができるの？



第2 司法と福祉の連携

2 支援対象者が逮捕されたら

- (1) 逮捕されたらどうしたらしいいの？
- (2) 弁護士とどうやってつながるの？
- (3) **裁判で支援者に何ができるの？**



裁判で支援者に何ができるの？

捜査段階：裁判回避のための情報提供

- ・当事者の特性・犯行原因
 - ・再犯防止のための支援・受け入れ体制
- 「事前調整（入口支援）」につながる



裁判で支援者に何ができるの？

公判段階：減刑（早期社会復帰）のための情報提供

- ・当事者の特性・犯行原因

- ・再犯防止のための支援・受け入れ体制

→ ふだんの支援計画に、再犯防止の観点
が足されたもの = 「更生支援計画」



第2 司法と福祉の連携



3 連携事例

- (1) 定着さんの要請で当番出動した事例
- (2) 基幹相談支援センターとの連携事例
- (3) その他いくつかの事例紹介

